

2020年4月から…

喫煙のルールがかわりました

《国の改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例、全面施行》

【新たなルール】

◆ 2020年4月1日から、全ての施設において原則屋内禁煙（基準を満たした喫煙室でのみ喫煙可能）。喫煙室には、20歳未満の方の立入は禁止。適切な標識の掲示が必要。

※ 従業員の有無等により、下記のとおり対策が異なります。

【従業員がいる飲食店】

●店内禁煙にする



要件・基準等はなし

●喫煙専用室を設置する ＝喫煙室内での飲食等は不可



・店内の一部に設置可
・たばこ全般の喫煙可

●指定たばこ専用喫煙室を設置する ＝喫煙室内での飲食等も可



・店内の一部に設置可
・加熱式たばこのみ喫煙可
・お店の広告・宣伝の際に、喫煙室設置を明示

【従業員がいない飲食店】

2020年4月1日時点で既に営業／客席面積100㎡以下／中小企業または個人経営であることも要件です。

●店内禁煙にする



要件・基準等はなし

●喫煙専用室を設置する＝喫煙室内での飲食等は不可

（内容は上記のとおり）

●指定たばこ専用喫煙室を設置する＝喫煙室内での飲食等も可

（内容は上記のとおり）

●喫煙可能室を設置する＝喫煙室内での飲食等も可



・店内の一部又は全部に設置可
・たばこ全般の喫煙可
・お店の広告・宣伝の際に、喫煙室設置を明示
・要件を満たすことを示す書類を保管（裏面参照）

喫煙可能室を
設置した場合は
忘れずに届出を！

・管轄の保健所に届出が必要

* 届出様式や手続き方法等は、東京都のホームページをご確認いただくか、各保健所にお問い合わせください。
* 様式は各保健所で受け取れます。国と都の2種類の様式があります（両方の提出が必要です）。

～ 適切な標識を掲示してください ～

- 飲食店の場合、喫煙・禁煙にかかわらず、店頭で、喫煙できるかできないかを表示する義務があります。
- 喫煙室を設置した場合、喫煙室の出入口にも、標識を掲示する義務があります。

喫煙可能室を設置した方は書類の保管をお願いします。

保管書類の例(届出の際の添付は不要です。)

- ・既存施設…営業開始日がわかる営業許可書 等
 - ・客席面積…客席面積がわかる図面 等
 - ・経営規模…資本金又は出資額が5,000万円以下であることがわかる登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等
 - ・従業員…いないこと(賃金の支払がないこと)がわかる確定申告書、同居の親族であることがわかる住民票 等
- ★「従業員」とは…
労働基準法第9条に規定する労働者（正社員、契約社員、アルバイト、パート等(同居の親族のみを使用する場合は除く。))

※喫煙目的室（シガーバー等に設置可能）＝喫煙室内での飲食等も可

- ・喫煙を主目的とし、国の政令に定める要件を満たした場合は、喫煙目的室を設置できます。



- ・店内の一部又は全部に設置可
- ・たばこ全般が喫煙可
- ・お店の広告・宣伝の際に、喫煙室設置を明示
- ・要件を満たすことを示す帳簿(書類)を保管
(製造たばこ小売販売業許可の書類等)

<要件>

- ・たばこの対面販売(対面による出張販売)をしていること(製造たばこ小売販売業の許可を得ていない飲食店が、たばこ屋からたばこを買って置き、お客様にたばこを販売するケースは認められません。)
 - ・主食にあたる米飯類、菓子パンを除くパン類、めん類、ピザパイ、お好み焼き等を主に提供していないこと
- ※ 一般的なレストランや居酒屋は、喫煙目的施設にはあたりません。

■喫煙室には、共通の技術的基準があります。

- ① 出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ② たばこの煙が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること
- ③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること

<<経過措置について>> *経過措置期間は未定

建物の構造上の問題等で、屋外に排気できない場合は、上記①②に加え、

- 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること
 - 浄化により室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³であること
- を満たす脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、たばこの煙を十分に浄化して喫煙室外に排気してください。

屋内全部を喫煙可能とする喫煙可能店の場合は②のみ遵守

■喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室を設置する際の補助金があります。

設置に必要な整備費、工事費等に対する補助制度があります。(時期により申請を締め切っている場合があります。)

補助の活用を検討されている場合は、**お早め**に下記「受動喫煙防止対策専用相談窓口」にご連絡ください。

*交付決定前に工事の契約・施工をしてしまうと、補助対象外となります。

制度に関するご相談は…

受動喫煙防止対策専用相談窓口 0570-069690 (もくもくゼロ)
月～金曜日 9時～17時45分(祝日・年末年始除く) / 無料(通話料のみかかります)

東京都受動喫煙防止条例



またはホームページまで!

日野市・多摩市・稲城市の施設に関する情報提供は…

東京都南多摩保健所 042-371-7661

月～金曜日 8時30分～17時45分(祝日・年末年始除く)

オール東京で、
受動喫煙防止対策

